

あきる野市は自転車競技(ロードレース)、馬術競技、ソフトボール競技(少年女子)の会場です。

介護保険料額 決定通知書を 送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。

介護保険料 保険料は、平成24年度から26年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される基準額をもちに、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。

介護保険料額決定通知書(納入通知書)に記載の1期当たりの保険料は、年間の保険料額を各納期の回数で分けているため、月額保険料額とは金額が異なります。

南小宮地区の 地区計画の原案など を策定しました



市では、適正な土地利用の誘導を図るため、市内全域を対象に「あきる野市域における土地利用方針(基本的な考え方)」を策定しました。

また、草花小学校周辺の南小宮地区について、防災や地域福祉の増進に資するまちづくりを推進するた

介護保険料の納め方
年金から天引きの方(特別徴収)は、はがきでお知らせします。

*対象: 年額18万円以上の年金を受給している方(天引きのための手続きは必要ありません。)

*天引き月: 偶数月(年6回、年金支給月)ごとに天引きになります。65歳になる時期などで、天引きの回数が増えることがあります。

介護保険料納入通知書(納付書)で納める方(普通徴収)は、納付書を送付します。

*対象: 年金を受給していない方と年金の受給額が年額18万円未満の方

*納め方: 7月から平成25年2月までの各納期限(年8回)内に金融機関などでお支払いください。金融機関で介護保険料の口座振替手続をしている

め、「南小宮地区まちづくり方針(案)」を策定し、そのまちづくりの誘導を図るため、地区計画の原案を策定しました。

地区計画の原案の縦覧
縦覧期間: 7月3日(火)から17日(火)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所: 都市計画課
意見書の提出: 地区計画区域内の土地所有者その他利害関係者を有する方は、7月23日(月)(消印有効)までに、原案に対する意見書を、送付するか直接提出することができ

ます。地区計画原案等の説明会

方は、各納期の末日に口座振替します。

納付書での納付と年金天引きの両方で納める方: 納付書を送付します。

*対象: 昨年度途中で65歳になった方や転入された方などで、7月から9月までは納付書で納め、10月以降は年金からの天引きとなる方

*納期など詳しくは、介護保険料額決定通知書をご覧ください。

便利な口座振替をご利用ください。納め忘れのないように、納付書で納付の方は、口座振替による納付をお勧めします。希望する方は、納付書、通帳と届出印をお持ちの上、市内の金融機関(郵便局含む)の窓口で申し込んでください。

問合せ 高齢者支援課 介護係(直通558-1969)

日時: 7月10日(火) 午後7時

場所: 御堂会館集会所
土地利用方針(基本的な考え方)・南小宮地区まちづくり方針の公表

市役所ホームページから都市計画課と市役所4階情報公開コーナーで閲覧することが出来ます。

両方針について、意見などがありましたら、7月17日(火)までに送付するかホームページの「担当課への問い合わせ」でお寄せください。

ウメ輪紋ウイルス (プラムポックス ウイルス) 発生調査 にご協力ください



田、上ノ台、網代の一部地域、伊奈、横沢、三内、五日市、小中野、小和野の一部地域、留原の一部地域、高尾の一部地域、館谷、入野、深沢の一部地域、乙津の一部地域、小峰台、館谷台
調査期間(予定) 7月8月末

田、上ノ台、網代の一部地域、伊奈、横沢、三内、五日市、小中野、小和野の一部地域、留原の一部地域、高尾の一部地域、館谷、入野、深沢の一部地域、乙津の一部地域、小峰台、館谷台
調査期間(予定) 7月8月末

スポーツ祭東京2013 PR事業 第10回 あきる野夏まつりで ゆりーとと踊ろう!



8月4日(土)に開催される第10回あきる野夏まつり駅前大通り会場、ゆりーとダンス「ニッコリ・ファイト!」をスポーツ祭東京2

狩猟免許(わな)の 取得支援説明会

市内でハクビシン、アライグマなど野生動物による農作物への被害が拡大しています。市では、被害の軽減を図るために狩猟免許(わな)の取得を推進し、東京都猟友会が主催する「狩猟免許講習会」の受講費用を助成します。免許取得を希望される方を対象に、助成などについての説明会を開催します。

第62回「社会を 明るくする運動」 立ち直りを支える 地域のチカラ



中学生も広報活動に参加

7月は法務省が主催する「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

青少年の非行・被害 防止全国強調月間

青少年の非行・被害防止のため、家庭をはじめ、学校、職場、地域が一体となり、厳しい目でのこもった温かい指導を心掛けましょう。